

Ⅱ 安心・安全な暮らしの実現

基本目標４ 安心して暮らせる環境の整備

【現状と課題】

少子化・高齢化の進展、雇用・就業をめぐる環境の変化や、未婚・離婚等による単身世帯やひとり親世帯の増加など社会が急激に変化する中、貧困に苦しむ人、十分な教育や就労等の機会を得ることのできない人、地域社会において孤立する人など、様々な困難を抱える人が増加しています。

こうした中、女性が正規労働に就きにくい就業構造において、特に母子家庭の母親の就業環境は厳しく、貧困や就労等の機会が得られないといった困難を抱える人が増加するとともに、貧困の世代間連鎖につながっていく懸念があります。

また、女性は男性よりも平均的に長寿であり、高齢者人口に占める女性の割合は高く、相対的貧困率も、各年齢層で男性に比べて女性の方が高くなっており、特に高齢単身女性で高くなっています。

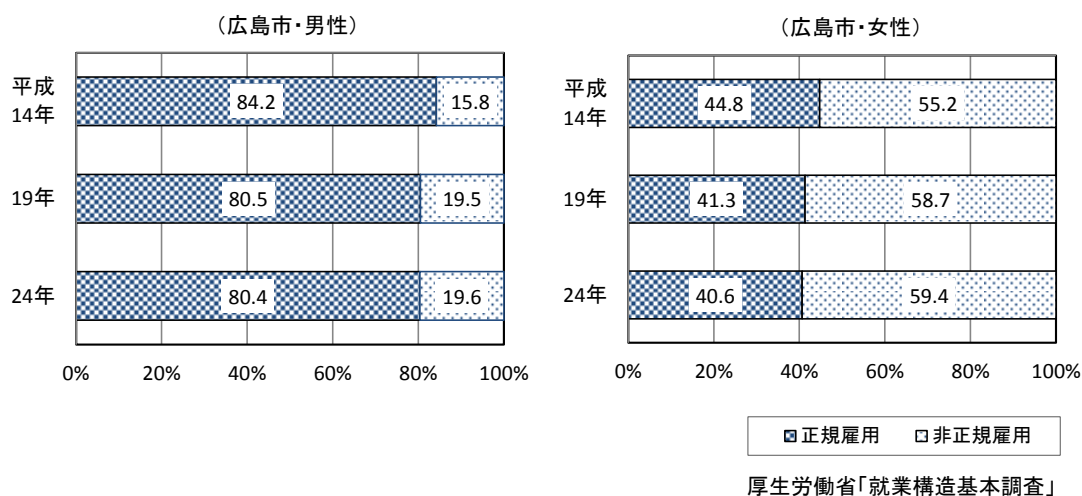
さらに、障害があること、外国人市民であること等に加え、女性であることで複合的な困難を抱える場合があります。

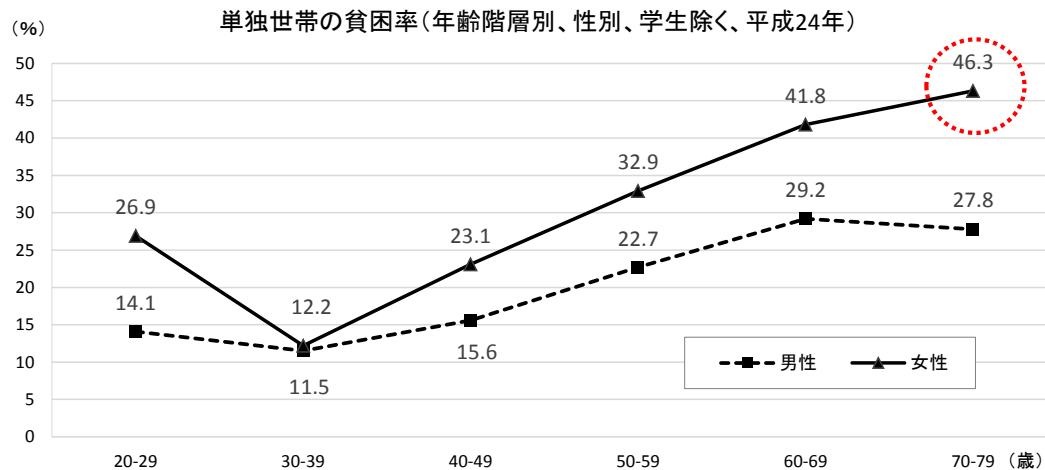
一方、高齢単身男性や父子世帯については、地域での孤立などの問題があり、その背景には、根強い男女の固定的な性別役割分担意識や職業生活と家庭生活を両立できない現状があります。

今後は、男女共同参画の視点から、高齢者や障害者、外国人市民、ひとり親世帯、貧困に苦しむ人など様々な困難を抱える人々が、社会生活を円滑に営むことができる力を高める取組を進めるとともに、誰もが安心して暮らすことのできる環境の整備を行う必要があります。

また、妊産婦や子ども、高齢者、障害者など、全ての人にとって暮らしやすい社会をつくるため、暮らしの質の向上に資する公共の空間づくりに取り組みます。

雇用形態比率の推移





厚生労働省「国民生活基礎調査」、阿部彩(2014)「相対的貧困率の動向:2006、2009、2012年」貧困統計ホームページ

基本施策 1 高齢者、障害者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者、障害者が社会を支える重要な一員として、安心して暮らすことのできる環境の整備に取り組めます。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

ア 地域生活の支援及び生活環境の向上等に関する取組の推進

高齢者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組むとともに、セカンドライフの充実のための支援を行います。また、特に高齢単身女性の相対的貧困率が高い現状を踏まえ、安定した生活が営めるよう支援を行います。

このほか、介護サービスの供給量の確保や質の向上に取り組むとともに、介護予防の推進を図ります。

※ 具体的取組

- 地域包括支援センター運営事業 [健康福祉局]
- 居宅介護(介護予防)サービス等の給付 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業 [健康福祉局]
- 高齢者に配慮した住宅への改修支援 [健康福祉局]
- 援護を必要とする高齢者等の自立の支援 [健康福祉局]
- ユニバーサルデザインの推進 [各所管局]
- セカンドライフ応援プロジェクトの推進 [健康福祉局]
- 生活困窮者自立相談支援事業 [健康福祉局]
- 高齢者地域支え合い事業 [健康福祉局]

(2) 障害者が安心して暮らせる環境の整備

ア 地域生活の支援及び生活環境の向上等に関する取組の推進

障害者が家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活の支援や生活環境の向上に取り組むとともに、社会参画のための支援を行います。

※ 具体的取組

- 地域生活支援事業 [健康福祉局]
- ユニバーサルデザインの推進【再掲】 [各所管局]

基本施策 2 外国人市民に対する支援の充実

国籍、民族、言語に関わらず外国人市民が安心して暮らすことができるよう、情報提供や学習機会の充実を図るとともに、外国人市民の地域活動への参画促進などに努め、多文化共生意識の高揚を図り、異文化や多様性を認め合う社会の形成に取り組めます。

(1) 外国人市民の暮らしやすさに配慮したまちづくりの推進

ア 生活関連情報の周知と相談体制の整備

外国人市民が安心して暮らすことができるよう、多言語による生活情報の提供や相談支援を行うとともに、公共施設において、外国人市民のニーズに対応し、使いやすさに配慮した取組を行います。また、外国人児童生徒の就学や進路、外国人市民の就労などについての支援を推進します。

※ 具体的取組

- 国際交流ラウンジの運営 [市民局]
- 外国人市民のための生活ガイドブックの作成 [市民局]
- 多言語によるDV防止啓発パンフレットの作成 [市民局]
- 外国人のための相談事業 [市民局]
- 図書館等における多言語の書籍等の充実 [市民局]

(2) 多文化共生意識の高揚

ア 市民が相互に交流する機会の提供

互いの文化や生活を理解し、国際交流が深まるよう、地域における交流機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 「姉妹・友好都市の日」の開催及び「ヒロシマ・メッセンジャー」の運営 [市民局]
- 「国際交流・協力の日」の開催 [市民局]
- 留学生会館主催事業 [市民局]

イ 地域活動への外国人市民の参画促進

地域において孤立しがちな外国人市民に対して、地域活動への参画を促します。

※ 具体的取組

- 地域イベント、地域活動に関する情報提供 [各所管局]
- 外国人市民防災リーダー養成講座 [市民局]

基本施策3 ひとり親家庭に対する支援の充実

ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。特に、経済的に不安定なひとり親家庭に対し、安心して子育てをしながら生活できる環境を整備するための取組の充実を図るとともに、生育家庭の経済状況によって子どもの進学機会等に差が生じないよう、世代間の貧困の連鎖を断ち切るための取組を行います。

(1) ひとり親家庭に対する支援の充実

ア 相談支援の充実

ひとり親家庭の子育てや日常生活の不安を解消するための相談やネットワークづくりの支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 母子・父子自立支援員による相談 [こども未来局]
- ひとり親家庭等日常生活支援事業 [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

イ 経済的支援等の充実

経済的に不安定なひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当の支給などとともに、学習機会の提供など就労支援に取り組みます。併せて、住居や子育て、医療等、総合的な支援を展開し、親子が安心して生活することのできる環境づくりを推進します。

また、子育てに関する経済的負担を軽減するため、国に対して社会保障制度の充実等を要望します。

※ 具体的取組

- 児童扶養手当の支給 [こども未来局]
- ひとり親家庭等医療費補助事業 [健康福祉局]
- 母子家庭等就業支援事業 [こども未来局]
- 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業 [こども未来局]
- ひとり親世帯の市営住宅入居優遇措置 [都市整備局]
- 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】 [健康福祉局]
- ひとり親家庭学習支援事業 [こども未来局]
- ひとり親家庭居場所づくり事業 [こども未来局]
- ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 [こども未来局]
- 就労支援窓口における就労支援 [経済観光局]

基本施策4 雇用に関連して貧困など様々な問題を抱える人への対応

女性は正規労働に就きにくく、このことが貧困に陥りやすい背景の一つとなっています。また、近年の経済の低迷に伴う雇用・就業環境の急激な変化により、非正規労働は男性においても増加し、貧困など困難な状況に置かれた人が増えています。貧困は、勤労意欲の低下や、子どもの教育・学習の機会を奪い世代間の貧困の連鎖の要因になるなどの懸念があり、社会に好ましくない影響を与えます。

このため、雇用環境の整備に向けた取組を推進するとともに、ニートなどの状態にある若年層の自立に向けた支援に取り組みます。

(1) 雇用環境の整備

ア 正規雇用に向けた就労支援の充実

正規雇用を希望しているにも関わらず、非正規雇用として就労せざるを得ない人に対し、国や関係機関と連携しながら、正規雇用に向けた就労支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 合同就職面接会の開催 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施、学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

イ 多様なニーズに応じた働き方の普及と公正な待遇の啓発

男女が、ライフスタイルやライフステージに応じて働き方を柔軟に選択できるよう、短時間正社員制度など、正規雇用における多様な働き方の普及に取り組みます。

また、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇の推進について、事業者等への啓発に取り組みます。

※ 具体的取組

- 事業者に対する啓発文の送付【再掲】 [市民局]
- 関係機関との連携による情報提供 [市民局]
- 女性・若者のための就労環境整備（シンポジウム・研修会・無料相談会の開催、コンサルティング経費補助、認定制度）【再掲】 [市民局、経済観光局]

(2) ニートなどの状態にある者に対する就労・自立の促進

ア 就労・自立に向けた支援

ニートなどの状態にある若者等に対して、就労を意識したコミュニケーション能力向上のためのワークや、専門職員による個別相談などを実施するとともに、講演会やセミナーを開催し、職業的自立に向けた就労支援を行います。

※ 具体的取組

- 若者の自立・就労支援対策事業 [経済観光局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]
- 生活困窮者自立相談支援事業【再掲】 [健康福祉局]

基本施策5 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

女性の視点で暮らしやすい社会をつくることは、妊産婦や子ども、高齢者、障害者など、全ての人のために暮らしやすい社会をつくることに繋がります。誰もが安心して使える快適で安全なトイレや、授乳スペースの整備など、暮らしの質の向上に資する公共の空間づくりに取り組みます。

(1) 誰もが暮らしやすい社会の基盤づくり

ア 暮らしの質の向上に資する公共の空間づくり

誰もが安心して外出できるよう、公共施設をはじめとした施設等の整備に取り組みます。

※ 具体的取組

- ユニバーサルデザインの推進【再掲】 [各所管局]
- 安全で快適なトイレの整備促進 [各所管局]

- 授乳室の整備の促進 [各所管局]
- 低床バス・低床路面電車の導入補助 [道路交通局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
新 経済的な自立に向けて就業したひとり親世帯を増やす （高等職業訓練促進給付金受給者、母子家庭等就業支援センター及び就労支援窓口登録者のうち、就業した者の割合・人数）	% 【人】	50.9 【221】 (H26 年度)	51.1 【248】 (H31 年度)

基本目標5 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

【現状と課題】

DVやセクシュアル・ハラスメント、性暴力、売買春などは、重大な人権侵害で、男女共同参画の推進を阻むものであり、その被害者の多くは女性です。

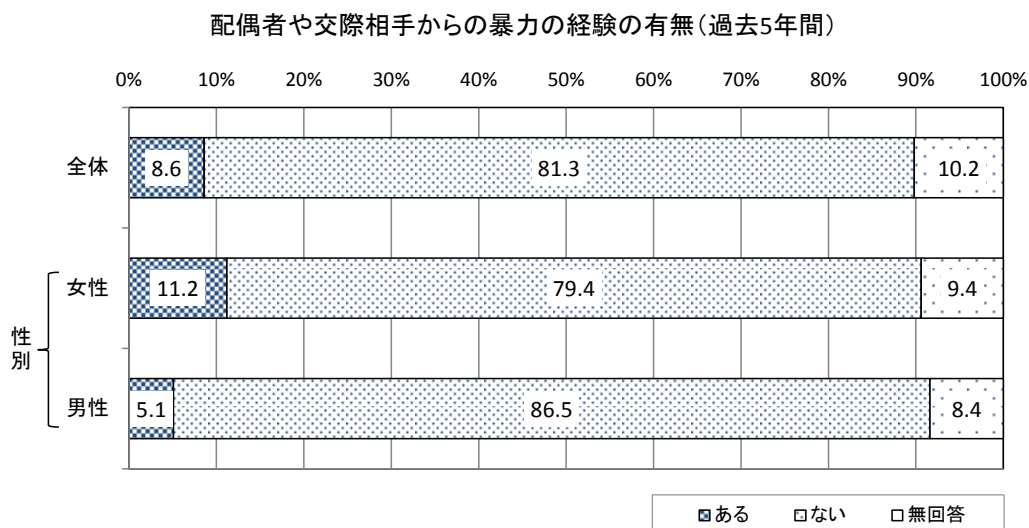
平成26年度（2014年度）の市民アンケートでは、配偶者や交際相手など親密な関係にある相手からの暴力であるDVについて、最近の5年間に、暴言などを含めた何らかの暴力を受けたことがある女性は11.2%で、男性の5.1%を大きく上回っています。

こうした中、本市では、平成21年（2009年）12月にDV相談センターを開設し、被害者や関係者からの相談を受け、被害者の保護、安全な社会生活に向けた支援を行ってきました。しかし、近年、ストーカ行為等の被害が深刻な社会問題となっており、また、SNSなどインターネットを利用した言葉による暴力など、暴力が多様化するとともに、低年齢化も進んでいます。DV相談センターでは、これらの様々なケースに対応しており、その役割も増えています。

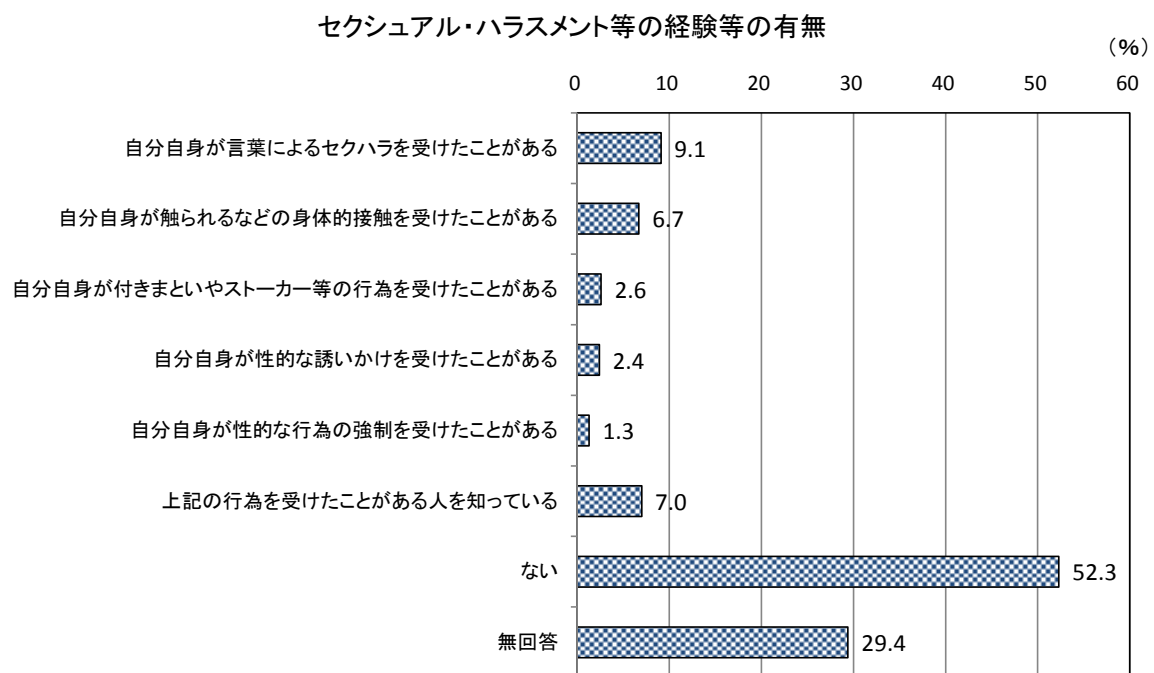
こうした社会情勢の変化に対応するため、平成22年（2010年）5月に策定した「広島市配偶者からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の見直しを行い、配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成や被害者への相談支援の充実などに、より一層取り組む必要があります。

また、セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であると同時に、男女が平等でお互いの尊厳を重んじ対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものです。職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止はもとより、学校や地域活動の場など職場以外でのセクシュアル・ハラスメント等の防止のための啓発や相談支援の充実を図る必要があります。

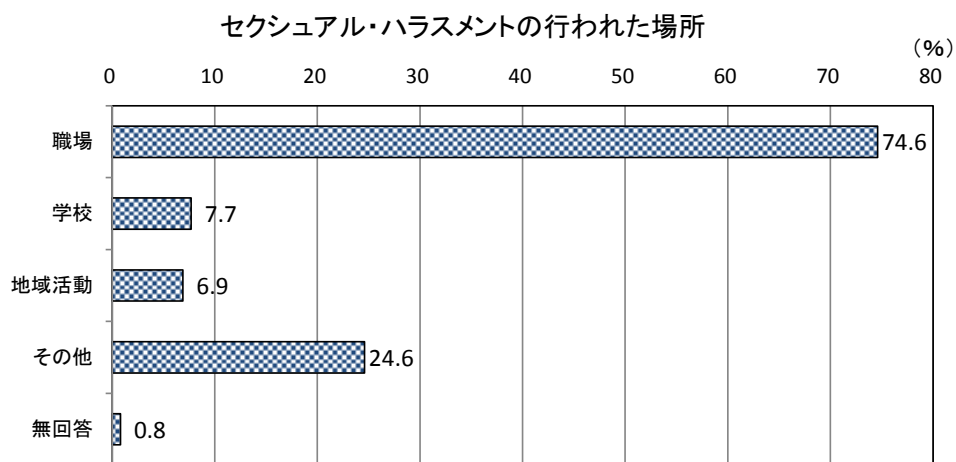
さらに、子どもに対する暴力を根絶するための予防・啓発等の充実を図るとともに、被害を受けた子どもに対しては関係機関と連携した支援を行うなど、未来を担う子どもたちが健やかに成長することができるよう、安全で安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組む必要があります。



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査（平成26年度）」



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」



「広島市男女共同参画に関するアンケート調査(平成26年度)」

基本施策 1 女性に対するあらゆる暴力根絶のための認識の徹底と対応

女性に対する暴力は、女性の人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため、実態に即した相談や啓発を行います。

(1) 女性に対するあらゆる暴力についての実態把握と対応

ア 実態の把握

関係機関・団体との情報交換等を通じ、女性に対するあらゆる暴力の実態を把握します。

※ 具体的取組

- 関係機関連絡会議の開催 [市民局]
- 実態調査の実施 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関との連携などにより、女性に対するあらゆる暴力についての相談体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 暴力被害相談センターの運営 [市民局]
- 婦人相談事業 [市民局]
- 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進 [市民局]

(2) 啓発の推進及び教育・学習の充実

ア 広報・啓発の実施

実態についての広報や関係法令の周知などにより、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 男女共同参画情報誌「奏～SOU～」の発行【再掲】 [市民局]
- 「減らそう犯罪」推進事業 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施 [市民局]
- 地域の各種イベントを活用した啓発活動の推進 [市民局]

イ 人権尊重についての教育や学習の充実

女性に対する暴力が決して許されるものではなく、社会的な問題であるという認識を深めるため、学校教育や社会教育などあらゆる機会を通じて、人権尊重についての教育・学習の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 幼稚園・学校における人権教育の推進や家庭科教育などの充実【再掲】 [教育委員会]
- 公民館学習会事業【再掲】 [市民局]
- 男女平等教育に関する指導計画の作成【再掲】 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 地域団体等への人権啓発指導員の派遣 [市民局]

(3) 女性に対する暴力のない安心して暮らせるまちづくりの推進

ア 市民の活動への支援

安心して暮らすことのできるまちづくりに向けた市民の自主的な活動への支援を行います。

※ 具体的取組

- 地域安全活動事業補助 [市民局]
- 「減らそう犯罪」推進事業【再掲】 [市民局]
- 自助グループの育成支援の検討 [市民局]

イ 警察など関係機関との連携

安心して暮らすことのできるまちづくりのため、警察など関係機関との連携を図ります。

※ 具体的取組

- 広島県被害者支援連絡協議会での連携 [市民局]

基本施策 2 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援の充実

「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」(平成 22 年(2010 年)5 月策定、平成 28 年(2016 年)3 月変更)に定めるとおりとします。

※「広島市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援基本計画」の概要

<基本理念>

「配偶者等からの暴力のない社会の実現を目指して」

<基本目標>

(1) 配偶者等からの暴力を許さない市民意識の醸成

DVを根絶するためには、家庭や地域、職場などあらゆる場において、DVは単なる夫婦喧嘩とは異なり、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるという理解を進めることが必要です。さらに、DV防止法の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も法の適用対象となりました。こうしたことから、DVやDV防止法などについて、市民に広く啓発するとともに、若年層に対する啓発及び教育に努めます。

また、被害者を発見した場合、警察やDV相談センターに通報や相談を行うよう、市民や医療関係者等に啓発を行い、DVを早期に発見し、被害者に適切な対応が行えるよう取り組みます。

このほか、国の加害者更生に関する調査・研究等の情報収集に努めるとともに、国や広島県と連携しながら、まずは加害者であることを気付かせるための啓発や、更生に向けた医療機関等の受診に関する広報等の取組を推進していきます。

【施策の方向性】

- ア 教育・啓発の推進
- イ 通報や相談窓口に関する情報提供
- ウ 加害者更生に関する取組

(2) 被害者への相談支援の充実

被害者からの相談に迅速かつ的確に対応するため、DV相談センターの相談支援等を充実するとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、相談員の技術向上や窓口業務に携わる職員の研修などの充実に努めます。

【施策の方向性】

- ア 相談支援の充実
- イ 相談機関相互の連携強化
- ウ 相談員等の資質向上及び研修の充実

(3) 被害者の保護体制の充実

身に危険が迫り、避難が必要な被害者に対し、緊急に安全の確保を行う必要があります。このため、被害者の状況に応じ、意思を尊重した上で迅速な一時保護が行われるよう同行支援等を行うとともに、一時保護につなげるまでの宿泊等を含む緊急時の安全の確保を行います。

また、被害者の保護の観点から被害者の情報管理の徹底を行います。

さらに、保護命令制度の利用についての情報提供や助言、書類作成の援助などを行います。

【施策の方向性】

- ア 被害者の安全の確保
- イ 保護命令制度への対応

(4) 被害者の自立支援の充実

被害者が安心して社会生活を営むに当たり、安全な住居の確保や就業、生活費の問題、子どもの就学の問題等、様々な問題に直面します。このため、住宅の確保や就業に向けた支援、生活費等の経済的支援など、相談から経済的にも安定した生活が営めるようになるまで切れ目なく、幅広い支援を行います。

また、マザーズハローワーク等の関係機関と連携を密にし、被害者が就業し、経済的に安定した生活を営むことができるよう、就業支援を充実させます。

【施策の方向性】

- ア 住宅の確保に向けた支援
- イ 就業に向けた支援
- ウ 経済的支援等の生活支援

(5) 関係機関との連携の強化

被害者支援には、DV相談センターと福祉事務所、児童相談所、県婦人相談所、警察など、幅広い分野にわたる関係機関との連携が不可欠です。特に、心身に深い傷を負った被害者が、各種支援制度の利用に関する手続きを行うことは困難です。このため、広島市DV関係機関連絡会議（以下「関係機関連絡会議」という。）などを通じて、情報交換や連携協力を進めて、関係機関との連携を強化し、被害者のニーズに応じた適切な支援制度の情報提供を行うとともに、手続きの同行支援等による円滑な支援に努めていきます。

さらに、DV相談センター等で支援を受けた被害者からの意見を踏まえ、関係機関とともに支援制度等の充実を検討していきます。

【施策の方向性】

- ア DV対策関係機関の連携強化
- イ 児童虐待・高齢者虐待対策関係機関との連携強化
- ウ 支援制度等の充実

基本施策3 セクシュアル・ハラスメント等の防止と被害者への支援の充実

職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止対策とともに、職場以外でのセクシュアル・ハラスメント等の防止のための取組を推進します。また、条例に規定する「相談の申出への対応」について適切な措置を行います。

(1) 防止対策の推進

ア 職場における防止対策

セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等についての認識を深めるため、セミナーの開催などにより事業者や男女労働者に対する啓発や情報提供を行います。

※ 具体的取組

- 事業所向け男女共同参画支援講座【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進員の活動支援【再掲】 [市民局]

- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

イ 本市職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底

本市におけるセクシュアル・ハラスメント等を防止するため、職員や教員に対する研修の充実と指導の徹底を図ります。

※ 具体的取組

- 職員研修の実施 [企画総務局、教育委員会]
- 服務規律についての冊子等を活用した服務研修の充実と指導 [企画総務局、教育委員会]
- 具体的事例の発信による庁内ＬＡＮを活用した啓発 [企画総務局]

ウ 地域活動の場における防止対策

地域活動の場におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止のため、町内会やボランティア、ＮＰＯ等に対する啓発や相談支援の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 人権擁護委員と連携した相談支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

(2) 被害者への支援

ア 相談体制の整備、充実

労働局など関係機関と連携し、セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の被害者を支援するための相談体制の整備・充実に取り組みます。

※ 具体的取組

- 市職員に対する相談体制の充実 [企画総務局]
- 労働局など関係機関との連携の推進 [市民局]
- 人権擁護委員と連携した相談支援 [市民局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

基本施策 4 女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策の推進

関係機関等と連携して、女性や子どもに対する性暴力、売買春などの根絶に向けた対策を進め、暴力のない安心して暮らすことのできる環境づくりに取り組みます。

(1) 女性に対する性暴力や売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発の推進

実態についての広報や関係法令の周知など、女性に対する性暴力、リベンジポルノや、売買春、ストーカー行為などの根絶に向けた啓発を推進します。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]
- 「女性に対する暴力をなくす運動」の実施【再掲】 [市民局]

イ 相談体制の充実

関係機関や民間団体との連携などにより、女性に対する性暴力、リベンジポルノや、売買春、ストーカー行為などについての相談・支援体制の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 婦人相談事業【再掲】 [市民局]
- 警察、弁護士、人権擁護委員、民生委員・児童委員等との連携の推進【再掲】 [市民局]
- 性暴力被害者に対する相談体制の整備 [市民局]
- 広島県被害者支援連絡協議会での連携【再掲】 [市民局]

(2) 子どもに対する性暴力などの根絶に向けた対策の推進

ア 防止に向けた啓発や防犯・安全対策の推進

子どもに対する性暴力、児童ポルノなどを防止するため、関係機関が連携し広報・啓発活動に努めるとともに、地域においては、通学路や公園等における防犯・安全対策に取り組みます。

※ 具体的取組

- 児童虐待防止対策 [こども未来局]
- 子どもの安全対策推進事業 [教育委員会]

イ 早期発見・早期対応と被害を受けた子どもへの支援

児童相談所や学校、保育園等の関係機関の連携により、早期発見・早期対応に努めるとともに、性暴力被害を受けた子どもに対する支援に取り組みます。

※ 具体的取組

- 児童虐待防止対策【再掲】 [こども未来局]
- 性暴力被害を受けた児童等を発見した者の通告義務の周知徹底 [こども未来局]

重点目標（指標）

新

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
DV被害を受けた人のうち、だれ（どこ）にも相談しなかった人の割合を減らす	%	30.2 （平成 26 年度）	15.0 （平成 32 年度）

基本目標6 生涯を通じた女性の健康支援

【現状と課題】

女性も男性も、それぞれの身体的特徴を十分に理解し合い、互いへの思いやりをもって生きることが、男女共同参画を推進する上の前提となります。とりわけ、女性は、妊娠や出産の可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面します。

近年は、晩婚化等の婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸び等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策も必要になっています。

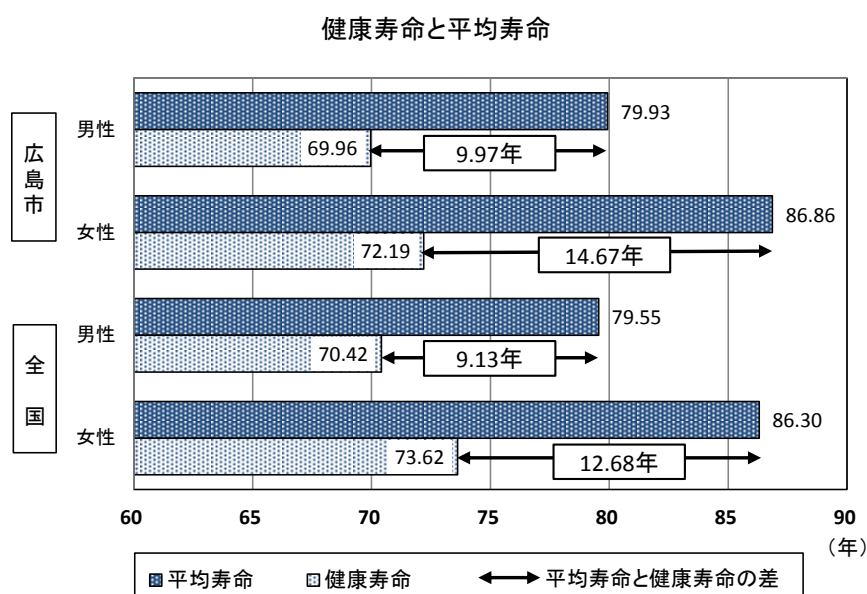
加えて、女性の就業が増加する中、働きながら妊娠や出産を迎える女性に対して、健診や受診の促進や妊娠・出産を含む女性の健康に関する相談体制を整備するとともに、マタニティ・ハラスメントの防止に取り組んでいく必要があります。

こうした性別による特性を踏まえ、身体的、精神的に大人への準備の時期である思春期から生命の誕生を迎える時期を経て更年期・高齢期に至るまで、人生のあらゆるステージにふさわしい健康づくりを支援することが必要です。

さらに、疾患の罹患状況が男女で異なることから、生涯を通じた健康の保持増進のためには、性差に応じた的確な医療を受けることが必要です。現在国において性差医療に関する調査・研究が進められており、今後、国の動向を踏まえながら、性差医療の普及に努める必要があります。

また、女性特有のがん（乳がん・子宮頸がん）の早期発見に向けた検診の必要性についても、普及・啓発に取り組む必要があります。

性の問題については、様々な情報が氾濫し、誰もが正しい知識を身に付けているとは必ずしも言えないのが現状です。HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症についても、薬物や喫煙のもたらす影響などと併せ、十分な情報提供が必要です。



「元氣じゃけんひろしま21(第2次)」(平成25年3月策定)

全国平均寿命は厚生労働省「平成22年完全寿命表」、その他は厚生労働科学研究「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」及び厚生労働省「国民生活基礎調査」をもとに算定

基本施策 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進対策の推進

男女がともに自らの身体について正しい情報を持ち、生涯を通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等ライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を支援する取組の充実を図ります。特に女性は、妊娠や出産の可能性もあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意した取組を行います。

(1) 思春期の健康の保持増進のための支援

ア 啓発の推進

命の大切さに対する理解を深めるための取組や、思春期の心身の変化に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

※ 具体的取組

- こころの健康相談 [教育委員会]
- 思春期保健対策事業（思春期保健に関する講演会等の開催） [こども未来局]
- 思春期精神保健に関する相談指導 [健康福祉局]

(2) 妊娠・出産期を中心とする健康の保持増進のための支援

ア 妊産婦等への心身の健康保持増進についての啓発

妊娠・出産期における女性の心身の健康保持増進について、母子健康手帳交付などの機会を通じて妊産婦等への啓発を行います。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業（母子健康手帳の交付に伴う妊婦指導）【再掲】 [こども未来局]

イ 事業者に対する妊産婦等への配慮の周知・啓発

働きながら安心して妊娠・出産ができるよう、妊産婦等の心身の健康保持増進への配慮やマタニティ・ハラスメントの防止について、事業者に対し周知・啓発を行います。

※ 具体的取組

- 働きやすい職場づくり等に関するセミナーの開催【再掲】 [市民局]

ウ 妊産婦に対する妊娠・出産についての情報提供、相談の充実

安全な出産に向けた妊産婦の健康管理を支援するための情報提供や相談の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 妊産婦乳幼児等保健指導事業（母子健康手帳の交付に伴う妊婦指導） [こども未来局]
- 妊婦乳児健康診査事業 [こども未来局]
- 妊娠・出産包括支援事業 [こども未来局]

エ 母子保健医療の充実

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、周産期等における母子保健医療の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 未熟児養育医療給付事業 [こども未来局]

オ 妊産婦に対するパートナーの理解の促進

パートナーが妊産婦の身体や心の変化を理解し、ともに子育てをする意識を持つことができるよう支援します。

※ 具体的取組

- はじめての子育て応援事業【再掲】 [こども未来局]
- パパとママの育児教室の開催 [こども未来局]

カ 不妊に悩む男女への支援

不妊治療に関する経済的負担の軽減や相談支援を行います。

※ 具体的取組

- 不妊治療費助成 [こども未来局]

(3) 更年期・高齢期の健康の保持増進のための支援

ア 更年期・高齢期の健康保持対策の推進

生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及などによる更年期・高齢期の健康保持対策に取り組みます。また、介護サービスの供給量の確保や質の向上に取り組むとともに、介護予防の推進を図ります。

※ 具体的取組

- 健康増進事業（健康相談） [健康福祉局]
- 健康増進事業（健康教育） [健康福祉局]
- こころの健康相談の実施【再掲】 [健康福祉局]
- 「元気じゃけんひろしま 21（第2次）」の推進 [健康福祉局]
- 居宅介護（介護予防）サービス等の給付【再掲】 [健康福祉局]
- 介護サービス質向上事業【再掲】 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]

(4) 性差医療の推進

ア 性差に応じた的確な医療や健康診査の機会の充実

性差に応じて安心して医療や検診を受けることのできる環境を整備するとともに、特に受診機会の少ない女性に対して、健康診査の受診機会の充実を図ります。

※ 具体的取組

- がん検診の実施 [健康福祉局]
- 骨粗鬆症検診の実施 [健康福祉局]

イ 心の健康保持対策の推進

女性の職場や家庭における状況や女性特有の身体的状況などによって生じる不安やストレスの軽減、解消を図るとともに、精神面で孤立しやすい男性の自殺予防などのための相談等を充実し、男女の心の健康づくりを支援します。

※ 具体的取組

- こころの健康相談の実施 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

ウ 性差医療の普及

性差に応じた的確な医療が受けられるよう、国の動向を踏まえながら、市民や医療関係者に対し、性差医療の重要性に関する普及・啓発を行うとともに、男女が抱える心身の問題について相談することのできる体制の整備を検討します。

※ 具体的取組

- 「女性に配慮した医療機関」の周知 [健康福祉局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施【再掲】 [市民局]

基本施策 2 性と生殖に関する健康と権利の浸透

「性と生殖に関する健康と権利※」について、全ての人が関心を持ち、正しい知識を得て認識を深めるための取組を行います。

(1) 啓発の推進

ア 性に関する相談機会や情報の提供

生涯にわたり「性と生殖に関する健康と権利」の浸透を図るため、性に関する相談機会や情報提供の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 家庭訪問指導事業（家族計画指導） [こども未来局]
- 男女共同参画推進センターにおける総合相談の実施、情報提供の充実【再掲】 [市民局]

※ 性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）

「性と生殖に関する健康」とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、「性と生殖に関する権利」は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任を持って自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるといふ基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及び生殖に関する健康を得る権利」とされている。

基本施策 3 健康を脅かす問題についての対策の推進

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV（ヒトパピローマウイルス）への感染をはじめとする性感染症などの健康を脅かす問題について、男女がともに正しく理解できるよう、性感染症などに対する知識の普及・啓発や相談体制の整備などに取り組みます。

(1) 正しい知識の普及・啓発の推進

ア 性感染症や薬物乱用の防止などについての正しい知識の普及・啓発

HIV／エイズや、子宮頸がんの原因となるHPVへの感染をはじめとする性感染症及び薬物の乱用などを防止するため、正しい知識を普及・啓発します。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業（普及・啓発） [健康福祉局]
- 覚せい剤等相談事業 [健康福祉局]
- 薬物乱用防止の普及・啓発 [健康福祉局]
- 喫煙対策推進事業（禁煙教室など） [健康福祉局]

(2) 相談しやすい体制の整備

ア プライバシー等に配慮した相談や検査の実施

性感染症や薬物などについて、プライバシー等に配慮した、安心して相談や検査を受けることのできる環境づくりに取り組みます。

※ 具体的取組

- エイズ予防対策事業（相談検査） [健康福祉局]
- 性感染症予防事業【再掲】 [健康福祉局]
- 薬物関連問題相談 [健康福祉局]

重点目標（指標）

施策の目標（指標）	単位	現 状	目標数値 （期 限）
子宮がん検診の受診率を上げる	%	45.1 （平成 25 年度）	50.0 （平成 28 年度）
乳がん検診の受診率を上げる	%	44.3 （平成 25 年度）	50.0 （平成 28 年度）

基本目標 7 平和の発信と国際理解・国際協力の推進

【現状と課題】

政治、経済、文化などあらゆる分野でグローバル化が進展し、環境問題や経済問題など日常生活を取り巻く課題は地球規模で展開しています。

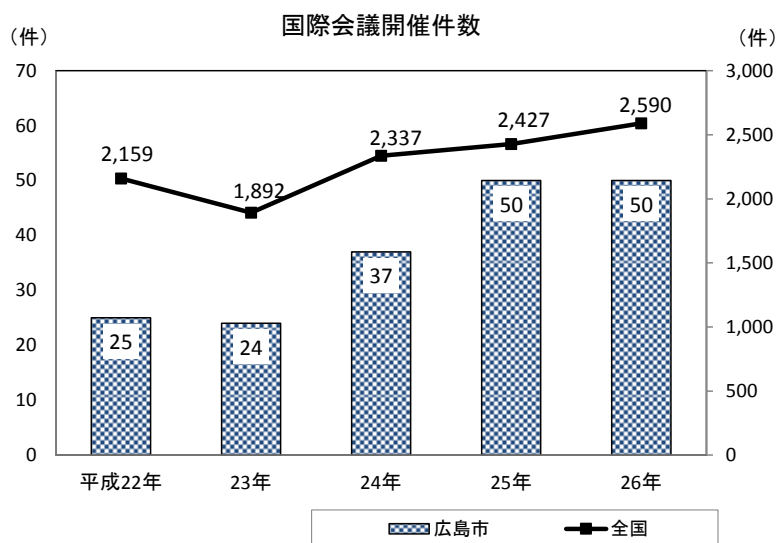
男女共同参画の推進についても、条例の前文において、男女共同参画社会の実現は本市が目指す国際平和文化都市に欠かせない要件の一つであると述べるとともに、「国際社会の動向への留意」を基本理念に掲げているように、国際平和文化都市である本市の市民は、国際社会の取組に学び、世界の女性の地位向上と世界平和に貢献することが求められます。

このため、男女共同参画の推進と密接な関係を有する国際的な動向を常に注視し、国際社会における取組の成果や経験を本市の男女共同参画の取組に活用するとともに、世界の女性の現状などについての国際理解を推進するための情報提供や学習機会の充実を図る必要があります。

また、本市は、ホノルル市、ボルゴグラード市、ハノーバー市、重慶市、大邱広域市及びモンテリオール市と姉妹・友好都市提携を結び、様々な交流を推進するとともに、市民等が行う国際交流・国際協力に対する支援、留学生会館の運営、アジアの諸都市からの研修員の受入れなどに取り組んでいます。

グローバル化が進展する中、ヒロシマの知名度を生かした幅広い国際交流・国際協力の推進が重要であり、平和活動や国際交流・国際協力活動などの取組を進める市民や団体に対する支援の充実を図る必要があります。

現在、本市においては、核兵器の廃絶と世界恒久平和の実現に向けて、核保有国の為政者をはじめとした多くの人々に広島に来て、被爆の実相に触れ、平和への思いを共有し、核兵器廃絶の実現に向けて努力してもらおう「迎える平和」を推進しており、この被爆地ヒロシマで、より多くの人々に平和への思いを共有してもらえよう、女性団体等の平和活動を支援していきます。



日本政府観光局「日本の国際会議開催件数」

基本施策 1 国際社会の動向への理解の推進

国内における男女共同参画を推進する取組は、国際社会の取組と密接に関係していることから、世界の女性の現状などについての情報の収集や提供を行うとともに、学習機会の提供などにより、国際社会の動向についての理解の推進を図ります。

(1) 世界の女性の状況など男女共同参画に関する情報の提供

ア 情報の収集と提供

世界の女性を取り巻く現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集と提供を行います。

※ 具体的取組

- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]

(2) 国際理解教育・学習の充実

ア 国際理解教育の充実

国際化に対応した学校教育の充実を図ります。

※ 具体的取組

- 国際社会の中で共に生きていくことができる資質や能力の育成 [教育委員会]

イ 国際社会の動向に関する学習機会の提供

国際社会の動向等について理解を深め、男女共同参画社会づくりにも共通する地球規模の視点を持つための学習機会を提供します。

※ 具体的取組

- 国際青年会館主催事業 [教育委員会]
- 男女共同参画推進センターにおける学習・研修の支援【再掲】 [市民局]
- 男女共同参画に関する国際的な講演会等の開催 [市民局]

基本施策 2 男女共同参画の視点からの国際交流・協力、平和活動の推進

地球規模の男女共同参画の推進に資するため、世界平和の実現に向けた平和の発信者としての被爆地ヒロシマの市民による男女共同参画の視点からの国際交流、国際協力や平和活動を推進します。

(1) 国際交流・協力、平和活動への支援

ア 市民やNPO等の取組の支援

NPOや市民グループ等による国際交流・協力、平和などの活動を支援し、その活動の成果を広く市民が共有することにより、地球規模の視点からの男女共同参画を推進します。

※ 具体的取組

- 国からの情報誌等の配布などによる情報提供【再掲】 [市民局]
- 姉妹・友好都市との交流推進事業 [市民局]
- 「姉妹・友好都市の日」の開催及び「ヒロシマ・メッセンジャー」の運営【再掲】 [市民局]
- 「国際交流・協力の日」の開催【再掲】 [市民局]
- 国際交流・協力事業への助成 [市民局]
- 国際交流ネットワークひろしまの運営 [市民局]

- 留学生会館主催事業【再掲】 [市民局]
- ヒロシマ平和の灯のつどい [市民局]
- 国際女性デーひろしま [市民局]

イ 開発途上国の女性の支援

開発途上国の女性へ研修、訓練の場を提供するなどの支援を行います。

※ 具体的取組

- ひろしま国際協力事業 [市民局]